

三井住友海上火災保険株式会社

広報部 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-9
TEL: 03-3259-3111(代表)
www.ms-ins.com

2020年4月24日

新型コロナウイルス感染症を補償する商品の拡大について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上火災保険株式会社（社長：原 典之）は、新型コロナウイルス感染症の拡大が深刻化している現状を踏まえ、これを補償対象とする商品改定を、販売準備が完了次第、以下のとおり、近日中の実施を予定しておりますので、お知らせします。

三井住友海上は、今後もお客さまに信頼され選ばれる保険会社を目指し、お客さまニーズに即した商品のご提供に努め、社会に貢献してまいります。

1. 傷害保険

(1) 改定内容

① 特定感染症危険補償特約（団体総合生活補償保険、学生・こども総合保険）

新型コロナウイルス感染症も、新たに保険金のお支払い対象に含める予定です。なお、既にご加入されているお客さまが新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、加入後10日以内に発病した場合であっても、保険金のお支払い対象とする予定です。

対象商品	対象特約
団体総合生活補償保険 学生・こども総合保険	<ul style="list-style-type: none"> 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約

② 海外旅行保険、ネットde保険@とらべる

新型コロナウイルス感染症で保険金のお支払い対象となる「治療開始までの期間」を旅行期間終了後「72時間以内」から「30日以内」に緩和する予定です。

対象商品	対象特約
海外旅行保険 ネットde保険@とらべる	<ul style="list-style-type: none"> 疾病死亡保険金支払特約 治療・救援費用補償特約（疾病治療費用部分） 疾病治療費用補償特約

(2) 適用・対象契約

新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された2020年2月1日に遡及しての適用を予定しています。また、同日以降に生じた事故日時点において、有効であった当社との保険契約についても対象となります。

(3) 保険料

改定による追加保険料の請求はありません。

2. 休業損害を補償する保険（企業火災保険・新種保険）

(1) 改定内容

「限定列举」で感染症を定義している（現在、新型コロナウイルスは補償対象外）下表の商品・特約について、施設従業員または顧客等の来場者に新型コロナウイルス感染症の感染が判明し、当該施設が休業（保健所等の指示に基づく休業）した場合等に、一時金として20万円をお支払いする予定です。

対象商品	対象となる契約	
ビジネスキーパー (事業活動総合保険)	休業損害を補償する以下プランの契約	
	保険始期日	契約プラン ^(※1)
	2019年10月1日～	ベーシック、ワイド、ワイドPlus
	2015年10月1日～ 2019年9月30日	スリムⅡ、スタンダード
	～2015年9月30日	スリム、スタンダード
	(※1) 保険始期日に応じて名称が異なります	
店舗休業保険	すべての契約	
プロパティ・マスター (企業財産包括保険)	休業損害補償特約または食中毒・特定感染症利益補償特約がセットされた契約	
企業費用・利益総合保険 ビジネスプロテクター	食中毒・特定感染症利益補償特約がセットされた契約	
生産物賠償責任保険 旅館賠償責任保険 店舗賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約がセットされた契約 ^(※2) (※2) 保険始期日が2019年10月1日以降の契約で、補償される感染症に「新型コロナウイルス感染症」を含まないものに限ります。	
事業財産総合保険	休業損失等補償条項において、休業損失を補償している契約	

※いずれの商品も、施設での感染や消毒等の措置を伴わない、政府・地方自治体等による休業要請に基づく自主休業等は補償対象外です。

(2) 適用・対象契約

新型コロナウイルス感染症が「指定感染症」に指定された2020年2月1日に遡及しての適用を予定しています。また、同日以降に生じた事故日時点において、有効であった当社との保険契約についても対象となります。

(3) 保険料

改定による追加保険料の請求はありません。

以上